

〔史料紹介・Ⅱ〕

武州秩父郡矢那瀬村中家文書目録稿

原田信男・西川武臣

I. 矢那瀬村と中家文書について

中家文書は、武藏国秩父郡矢那瀬村（現・埼玉県秩父郡長瀬町大字矢那瀬）の中家に伝わる近世地方文書であるが、現在は東京都目黒区東山の熊木敏郎氏の所蔵となっている。江戸中期から明治・大正・昭和にかけてのもので、大部分が状文書からなる。総点数502点で、ほかに包紙一括23点と断簡類若干がある。上限が元文元年（1736）8月、下限は昭和29年（1954）8月19日であるが、幕末から明治期に集中し、年次の判明する江戸期の文書は126点を数える。

中家のあった矢那瀬村は、荒川上流左岸の河岸段丘上に位置する山村で、縄文期の遺物を出土するほか、文永10年（1273）を上限に寛正4年（1463）まで12基の板碑がある（埼玉県立歴史資料館『板碑』Ⅲ資料編2）。文献的には、秩父神社文書中の元享4年（1324）10月日の造営料木注文に、「野那せ郷」とあるのが初見で（『新編武州古文書』上巻）、鎌倉期に村落生活が営まれていたことが確認できる。また村内の佐嶋之助は中西姓を名乗る旧家で、戦国期のものと推定される丑12月12日付の安富金八郎手形を伝え、「やなせ山」の入会の取極めがなされており（同前）、同文書は江戸幕府編纂の『武州文書』『新編武藏国風土記稿』に収められている。

矢那瀬村の村高については、江戸初期の『武藏国田園簿』では、幕府領伊奈半十郎代官所支配で、高202石1斗1升であるが、永方扱いとされ、54貫713文の永高となっている。幕末に一時、下総関宿藩・上総請西藩の藩領となるが、基本的には近世を通じて幕府領であった。「元禄郷帳」の村高182石余、「天保郷帳」の村高183石余で、近世中・後期における変化は少ない。参考までに『新編武藏国風土記稿』の記述を引いておく（国立公文書館内閣文庫本による）。

矢那瀬村ハ郡（秩父）ノ東、榛沢郡ノ界ニアリ。白鳥庄萱刈郷ニ属ス。江戸日本橋ヲ距ル事、河越通リ廿里。板橋通リ廿三里ノ行程ナリ。四境。東ハ榛沢郡末野村ニ隣リ。西ハ郡中下野上村ニ続キ。南ハ荒川ヲ隔テ、郡中金尾ト岩田ノ両村ナリ。北ハ峰ヲ界ヒ。那賀郡円良田村・白石村・小平村ナリ。東西廿丁程。南北ハ峰界ヨリ荒川端マテ十丁許。山根ヨリ川マテハ僅二丁ニ余レリ。民戸皆北ノ方ナル山根ニ依テ散住スル事、百八烟。土性ハ砂利真土。山付ノ地ハ野土交レリ。山付ノ方ハ少シク南ノ方川端ヘ漸下スレト。陸田ハ大抵平坦ナリ。多少ヲイハ、山林ト陸田ハ当分ニテ。水田ハ少ク、用水ハ溜井或ハ谿流ヲ注ク。故ニ旱損ノ患ヒアリ。産物ハ烟草・絹ヲ第一トシ。農隙ニハ男ハ薪採。女ハ絹太織ヲ製シテ資用ニ給セリ。（以下略）

というような状況であった。なお村内の小名については、「坂本」「中内出」「大月」「円沢」「北久保」「川面」「石原」「遠西」「八寺沢」「内出」などがあったことを同書で確認することができる。

こうした矢那瀬村における中家の位置については不明な部分が多いが、中家文書で見る限りにおいては、公用文書が少ない。同家が名主を務めたとは思われないが、幕末には村役人になったためか、元文元年8月の武藏国秩父郡矢那瀬村明細帳（目録No.1）が残る。その後、明

治期には、中金四郎が矢那瀬村戸長を務めている。おそらく中家は、江戸中～後期に村内での力をつけてきた家の一つで、この時期に質地証文を集めているところから、地主的存在となつていったことがわかる。天保3年（1832）には、伊勢参宮に出かけて旅日記（目録No. 51）を記すなどしているが、同文書は旅先での記述に詳しくなかなか興味深い史料の一つとなつてゐる。ところで、慶応2年（1866），幕府を搖がす農民一揆が全国各地で勃発するが、この地を襲つたのは武州一揆である。この時、中家は打撃の対象となつた。中家文書中には、その被害を書き上げたものもあるが（目録No. 121・122），これを契機としてか、中家の経営は次第に苦しくなつていった。本稿の「Ⅱ. 蚕種貿易関係史料について」を参照されれば明かなように、明治期に入って、中家は蚕種取引の商売に手を染めていた。この頃から、中家は江戸期とは逆に、質地を手放し、金銭の借用を盛んに行うようになる。養蚕関係の仕事は昭和期まで続けられているが、その経営は決して楽なものではなかつたようと思われる。

中家文書は、地方文書としては小さな部類に属し、私文書がそのほとんどを占めてはいる。しかし個々には興味深い史料もあり、全体としては関東周辺の山村の一農家が、江戸後期から近代にかけて歴史をどう生き抜き、どのような生活を送ってきたかを、具体的に物語る点で貴重な史料といえよう。

〔史料〕目録 No. 1

（表紙）

元文元年

武藏国秩父郡矢那瀬村明細帳

丙辰八月

（本文）

伊奈半左衛門様御検地

明暦元未年

一、高百八拾三石武斗六升四合 矢那瀬村

内拾五石四斗五合	上米永高=入
六斗六升五合	御検地案内免高=入
式石壱斗五升四合	見取場高=入

此反別四拾五町三反七畝拾五歩

内田方式町六反四畝壱歩	田作壱毛作リ
内畑方四拾武町七反三畝拾四歩	

中田石盛 七ツ	上畠石盛 五ツ五分
下田石盛 六ツ	中畠石盛 四ツ
下々田石盛 四ツ五分	下畠石盛 ニツ七分五厘
上々畠石盛 六ツ五分	下々畠石盛 壱ツ
	屋敷石盛 六ツ

一、御口米壱俵=付 米壱升宛出申候

一、御口永壱貫文=付 永三拾文宛出申候

一、御六尺給米高百石=付 武斗懸リ出申候
此米三斗六升六合

一、宿入用米 高百石=付六升懸リ出申候
此米壱斗壱升

一、荏 高百石=付壱斗懸リ出申候
此荏壱斗八升三合 但代永三拾六文六分被下候

- 一、大豆 高百石=付式斗懸出申候
 此大豆三斗六升六合 但永^一貫六^二五石替
- 一、御藏入用金 高百石=付永式百五拾文懸^レ出申候
 此永四百五拾八文式分
- 一、浮役永 八百五拾文 定納
- 一、栗林運上永 八百六文 同断
- 一、柒五貫目壱分 金納
 代永七貫三拾壱文四分 但四貫目壱桶^二付
 金五両式分式朱
 内
 永三貫五百文壱分 代永被下候
 但柒壱貫目^一付永七百文替
 外柒式貫百四拾式目九分 是ハ枯柒之分丑^ム戌迄
 拾ヶ年御免被成候
 柒畠之儀ハ前々山地下々畠ニ而御座候所、近年猪鹿発向仕、右之染喰荒シ枯株ニ被成候間、後藤庄左衛門様御支配之節奉願候得ハ、御吟味之上枯柒之分、右之通御免被遊候
- 一、御林式^レ所反別五町壱反八畝五步
 但松雜木楓細木生^レ申候
 右御林前々当村株場ニ而御座候所、寛永十七年辰伊奈半十郎様御支配之節林ニ仕立、末々下破崩山土橋懸ヶ替材木ニ可任旨、依御下知ニ苗木并木之実ヲ植ニ御林ニ仕立申候、依之右御林之儀御水帳ニ茂不載、御林帳茂無之村方江御願置被遊候所、式拾壱年以前堀内六郎衛門様御支配之節ム、段々御吟味強被成木数改被仰付、御林帳認差上申候
- 一、田畠質物^二入候得ハ
 中田壱反^一付 金三分^ム壱両迄
 下田壱反^一付 金式分^ム三分迄
 下々田取引無御座候
 上々畠壱反^一付 金壱両式分^ム三分迄
 上畠壱反^一付 金壱両分^ム壱両式分迄
 中畠壱反^一付 金壱両^ム壱両壱分迄
 下畠壱反^一付 金式分式朱^ム三分迄
 下々畠取引無御座候
- 一、田畠小作^二入候得ハ
 田方小作入引無御座候
 上々畠壱反^一付 金壱分式朱^ム式分迄
 上畠壱反^一付 金壱分式朱^ム壱分七八百文迄
 中畠壱反^一付 金壱分式百文^ム壱分六百文迄
 下畠壱反^一付 鏡八百文^ム九百文迄
 下々畠小作入引無御座候
- 一、当村 東西江式拾九町
 南北江壱町或ハ壱町半式町
- 一、家数百式拾六軒
 内
 百式拾壱軒 本百姓
 内式拾六軒 潢百姓
 是ハ芝畠多所持仕候故、持高片付様無御座候^二付、百姓株ニ入置^一候
 寺 壱ヶ所
 堂 式^レ所
 水呑 式軒
 人数合五百三拾四人 男式百七拾五人
 内女式百五拾五人
 出家四人
- 内
 式拾壱人他所^ム奉公^二抱置候者

外百拾四人他村江奉公ニ罷出候者
馬數六拾壱疋

- 一、水帳六冊名主伊兵衛所持仕候 是々
- 一、当村分郷ニ而無郷座候
- 一、当村地面 南下リ石真土浅地ニ而御座候
- 一、田方壠反ニ穀種九斗宛時申候
- 一、稻草・ゑびのこ・ひへず・しろみ作申候
- 一、畑方壠反ニ麦種壠斗宛時申候
- 一、田畑こやし夏秣ヲ刈冬落葉搔こやし仕候
- 一、秣場当村之内八寺沢谷鎌ヶ入谷丹沢谷
惣百姓入会ニ秣取申候
- 一、百姓持山八拾壱ヶ所

内わけ

三ヶ所	下破崩
拾ヶ所	坂本山
五ヶ所	大月山
六ヶ所	うすぎ谷
拾弐ヶ所	丹沢谷
五ヶ所	峯谷戸
五ヶ所	下堂那
四ヶ所	上ノ平山
三ヶ所	上破崩
拾三ヶ所	鎌ヶ入谷
拾五ヶ所	八寺沢谷

- 一、御林下草錢無御座候
- 一、野錢場無御座候
- 一、新田無御座候
- 一、見取場無御座候
- 一、他村より入作無御座候
- 一、高九石九斗九升八合 他村江出作
御支配所野上下郷同下郡丹波守様御知行所余野村江出作仕候
- 一、惣而旱損場ニ而用水掛リ之場無御座候
- 一、糠藁代永無御座候
- 一、山錢野錢沼錢菱錢川役類無御座候
- 一、高ニ入候小物成無御座候
- 一、樹木無御座候
- 一、牛無御座候
- 一、当村定助大助郷ニ而無御座候
- 一、絹蚕木綿布仕出申候
男耕作之間夏ハ秣ヲ刈冬春ハ薪ヲ取山稼仕候
女収納之間絹蚕木綿布仕候
- 一、御年貢米之儀、悪米ニ而御城米ニ成兼候間、先規ム石代金納ニ仕来候得ハ津出仕候儀無御座候、近辺商人
荷物之儀ハ利根川壠本木川岸并中瀬川岸江津出仕候
(ママ・以下同)
- 一、利根川壠本木川岸迄道法六厘中瀬川岸江道法六厘半御座候
- 一、御年貢米俵持仕候儀無御座候
- 一、川除普請所無御座候
- 一、堤無御座候
- 一、垣樋無御座候
- 一、堰無御座候

一、当村橋拾七ヶ所 秩父郡中江往来之道

内

石橋 三ヶ所

土橋 拾武ヶ所

此拾五ヶ所、長毫間六三間半迄横毫間宛、材木人足共百姓入用ニ而年々普清仕候

残テ武ヶ所 長拾武ヶ所 横毫間半 宛 下破崩山

是ハ橋懸替、毎度材木前々六当村御林ニ而被下候

右下破崩山武ヶ所土橋之儀ハ、秩父郡中江入口之難所、江戸ノ平地統キ新大瀧古大瀧本御関所迄、毫荷附往来仕候一筋道ニ而外ニ廻リ道無御座候、是ハ前々、伊奈半十郎様御支配之節、寛永十四丑年荒川満水仕、下破崩山崩落人馬往来相止、秩父郡中一統ニ迷惑仕、御普請奉願上候得ハ、御公儀様御入用を以テ御普請被成下、其以後橋懸替之節ハ、御材木并人足扶持迄被下置橋懸替來候処、寛文十一亥年小演孫三郎様御知行所ニ相渡リ、右之人足扶持不被下候間、惣百姓難儀仕再三御願申上候所、人足之儀村役ニ可相勤旨被仰渡御取上無御座候、貞享二丑年御料所ニ立帰間、間瀬吉大夫様御支配之節、右人足扶持之儀奉願候得ハ、先地頭ノ村役ニ相勤之由郷帳ニ記、御引渡ニ相成候間、不叶筋ニ有之由被仰渡、是又御取上無御座候付、不及是非右橋懸替人足千人余宛、毎年春秋兩度修覆人足三百人程宛、小高之所ニ而相勤申候、当村之儀北ハ山ニ添南ハ芝川、岩石岸立難所之欠間多有之、右之外ニ橋拾五ヶ所百姓入用を以テ普請仕候、是又近年上破崩山崩年々普請多被成、惣百姓難取統キ迷惑奉存候

一、用水溜武ヶ所 但 山ノ根毫間 横九間
同所毫間 横八間

右樋伏替之節ハ当村御林ニ而御材木被下候

一、沼無御座候

一、荒川当村南之村境ヲ西ノ東江流申候、岩石多岸立候ニ付、船渡ニ無御座候、歩行渡ニ仕候所毫間所御座候、但川幅拾六間程

一、川獵・沼獵無御座候

一、当村薪取場居村之山ニ而取申候

一、御林守無御座候ニ付、名主・年寄・惣百姓申合常々無油断相守申候

一、当村御闕所無御座候

一、口留ノ番所脇闕所無御座候

一、名主給高百石ニ米武俵懸ニ割合出申候

但名主持高拾石高役村中ニ而仕埋申候

一、年寄・組頭給無御座候、高役仕埋不仕候

一、定使給百姓毫軒ニ付麦四升宛出申候

一、陣屋無御座候、陣屋敷跡無御座候

一、郷藏屋敷無御座候

一、牢屋無御座候

一、名主・年寄御用ニ付江戸江籠出候節、道中ニ江戸逗留中、一日一夜錢式百文程宛入申候

一、当村ノ江戸日本橋迄道法式拾三厘御座候、但中仙道熊谷宿被通候

一、近辺城下

川越城下江 拾毫厘

忍城下江 八厘半

高崎城下江 八厘余

一、近辺当村ノ罷出候市場

寄居町江 武厘

吉田町江 四厘半

八幡山町江 武厘半

小鹿野町江 六厘半

本庄町江 四厘

大宮町江 五厘余

熊谷町江 七厘

本野上村江　式厘

一、村内=市町無御座候

一、造酒屋式軒

内

壱軒酒株式百六拾石　酒屋
武兵衛

此酒株、後藤庄左衛門様御役所江奉渡御下矢、御支配所野上下郷与市方江、去丑年六月來午年迄五年季=定貸置申候

壱軒酒株六拾石　酒屋
新右衛門

一、御鷹場=而無御座候、□飼場=而無御座候

一、古城跡大成屋敷跡無御座候

一、御殿場無御座候

切支丹御高札　壱枚
一、御高札三枚　内鉄炮御高札　壱枚
火附御高札　壱枚

一、寺社三ヶ所

内
宮武ヶ所　八幡宮　社領神主無御座候
霧宮大明神
寺壱ヶ所　御除地三反歩　高徳寺
御朱印無御座候

御年貢地高壱石六升九合　同寺

一、鉄炮三挺押借仕候

一、切支丹類無御座候

一、御類者無御座候

一、浪人者無御座候

一、医師無御座候

一、山伏無御座候

一、こも僧無御座候

一、行人無御座候

一、道心者無御座候

一、神子無御座候

一、市無御座候

一、ござ無御座候

一、座頭無御座候

一、大工壱人御座候　当村百姓
次郎兵衛

一、指物や壱人御座候　李右衛門

一、木挽壱人御座候　同断
清兵衛

一、鍛冶無御座候

一、左官無御座候

一、紺屋無御座候

一、桶屋無御座候

一、馬医師無御座候

一、馬喰無御座候

一、ゑびす落無御座候

一、猿廻無御座候

一、さゝら無御座候

一、穢多無御座候

右者、今度郷村御改付明細書上候通少茂相違無御座候、此外小物成亦不及申上=何=而モ残候儀無御座候、

若隠置露顕仕候ハ、如何様之曲事=茂可被仰付候、為其印形仍如件

矢那瀬村地積図(目録No.176)

北



壹厘一間ノ積

那須木田知圖地積

那須木田知圖地積

- 山林
- 社地境内并墓地
- 田畠宅地
- 水道
- 字境

(76.5×50.0cm) 縮少率45%
作図・原田 信男
※なお図中の印の番号は地番を示す

中戸南同
金長四郎印(朱印)
横副戸長
佐嶋印(朱印)
染立野晴三郎
立會人
武藏國秩父郡矢那瀬村
第拾壹大區七小區

明治九年十一月

武州秩父郡矢那瀬村

元文元丙辰年八月	名主 伊兵衛 ㊞
寛保三年亥八月 <small>(ママ)</small>	伊奈半衛門様、差上申候
伊奈半左衛門様	年寄 善左衛門 ㊞
御役所	同 李兵衛 ㊞
	同 庄右衛門 ㊞
	同 新右衛門 ㊞
	百姓代 加左衛門 ㊞
	同 七兵衛 ㊞
	同 加兵衛 ㊞
	同 九右衛門 ㊞
	同 四郎兵衛 ㊞
	同 次郎右衛門 ㊞
	同 利右衛門 ㊞
	同 五郎右衛門 ㊞
	同 文右衛門 ㊞
	同 市左衛門 ㊞

〔註解〕元文元年（1736）の矢那瀬村の村明細帳で、江戸中期の村の状況が非常に具体的に記されていて興味深い。当村の内情に関する格好の史料で、先の『新編武蔵国風土記稿』の記述および別掲の明治期村絵図（トレース・目録 No. 502）とから江戸期の村落事情を窺うことができる。

(原田信男)

II. 蚕種貿易関係史料について

1 はじめに

本稿は、熊木敏郎氏所蔵の『中家文書』に含まれる蚕種貿易関係史料を紹介するものである。蚕種というのは蚕の卵のことで、中家が幕末から明治初年にかけて蚕種を扱う商人であったため、こうした文書が中家に伝存した。当時の日本は世界有数の養蚕国であり、大量の蚕種や生糸を輸出していた。横浜開港後、すべての養蚕地帯では蚕種や生糸の増産がはかられ、商人たちはこぞって横浜へ進出した。中家の住んでいた武蔵国秩父郡矢那瀬村（現・埼玉県長瀬町）はそうした養蚕地帯の一つであり、中家は周辺の農家から蚕種を集荷して横浜の売込商（貿易商人）に出荷する商人であった。

ところで、こうした貿易関係の文書は、横浜が関東大震災と空襲を受けているため、横浜にはほとんど残っていない。そのため横浜で貿易に携わった売込商については不明な部分が極めて多く、貿易の実態を調べるためにには、中家のように売込商と取引していた地方の商人を検討する必要がある。中家に残された貿易関係の文書はわずかなものではあるが、当時の蚕種貿易の隆盛を現在に伝える貴重なものといえよう。

さて、中家に残された蚕種貿易関係文書は約20点で、大部分が横浜の売込商野沢屋忠兵衛の書簡である。これらの書簡には横浜での蚕種市況が詳しく記され、中家の当主金四郎に対し集荷を指示したものもある。これらの文書から、当時の蚕種集荷の状況や野沢屋の経営の一端をうかがうことができる。

2 蚕種貿易と野沢屋忠兵衛

次に、幕末から明治初年の蚕種貿易と野沢屋忠兵衛についても簡単に紹介しておこう。横浜で蚕種貿易が開始されたのは慶応元年（1865）のことである。横浜開港から7年後のことであった。当時、ヨーロッパでは蚕の病気が大流行しており、ヨーロッパ養蚕業は大きな打撃を受けていた。そのため、ヨーロッパ養蚕業の中心地であるフランスやイタリアの養蚕家はこぞって日本の蚕種を求め、病気を持たない蚕を導入することによって、養蚕業を復興しようとしていた。横浜に居住する各国代表は蚕種の輸出を強く求め、この結果、幕府は要求に押されて蚕種の自由販売を認めることになる。

その後、蚕種輸出は急速に拡大し、慶応元年（1865）6月のある史料は、「外商が蚕種を百万枚も買おうとしている」と記している。こうして蚕種は生糸に次ぐ輸出品の花形となり、明治元年（1868）の蚕種輸出枚数は188万枚を超えることになった（第1表参照）。

しかし、こうした蚕種輸出ブームは長く続かなかった。なぜなら、パスツールが蚕種の顕微鏡検査を開始し、ヨーロッパの養蚕業がしだいに回復していったからである。この結果、明治10年（1877）に117万枚の輸出がされた以後は、100万枚の大台に乗ることはなく、明治17年（1884）には5万9千枚と皆無に近い状態に至っていくことになる。こうして20年近く続いた蚕種輸出は終わりを迎えることになる。

〔第1表〕 蚕種輸出の変遷

年 次	輸出枚数	輸出金額 単位・ （1000円・） 以下切捨	1枚あたりの金額
明治 1 (1868)	1,886,320 枚	3,712 千円	1.96 円
〃 2 (1869)	1,377,493	2,500	1.81
〃 3 (1870)	1,397,846	2,566	1.83
〃 4 (1871)	1,400,027	1,285	0.91
〃 5 (1872)	1,287,046	2,247	1.74
〃 6 (1873)	1,418,809	3,063	2.15
〃 7 (1874)	1,335,465	731	0.54
〃 8 (1875)	727,463	474	0.65
〃 9 (1876)	1,018,525	1,902	1.86
〃 10(1877)	1,176,142	346	0.29
〃 11(1878)	887,767	650	0.73
〃 12(1879)	813,949	582	0.71
〃 13(1880)	530,452	991	1.86
〃 14(1881)	374,498	311	0.83
〃 15(1882)	177,240	122	0.68
〃 16(1883)	75,091	55	0.73
〃 17(1884)	59,785	40	0.66

『横浜市史第三卷上』P. 466 第25表・P. 469 第26表より作成。

蚕種輸出は終わりを迎えることになる。

次に、中家に手紙を出した野沢屋忠兵衛についても簡単に触れておきたい。この人物は幕末から明治初年にかけて最も大量の蚕種を輸出した売込商の一人で、明治6年（1873）には政府が設立した「生糸改会社」の構成員になるなど、輸出貿易に大きな役割を果たしていた。

当時、野沢屋は輸出された蚕種の約1割を扱い、その扱い量は売込商の中で第5位を占めていた（『横浜市史』第3巻上95頁）。しかし、その経営実態については不明な部分が多く、わずかに開店に至る経過などが判明しているにすぎない。

かつて藤本実也氏は野沢屋について調査され、野沢屋が開店に至る経過を次のように報告された。

「安政6年、横浜開港となって外国貿易に従事するものが続出する有様であった。丁度其時武州児玉郡の人で野沢庄三郎なる者が弁天通に商号を野沢屋と唱え、雑貨貿易を試み、其の薄利を嘆じ、新たに生糸貿易に従事せるも常に其の経験に乏しきを嘆じ、熟練なる主管者を得んと欲し、一日之を信州の商人中山浜次郎に謀った、そこで中山は茂木惣兵衛を推薦した処、庄三郎も亦曾て茂木を知っていたので乃ち書を寄

せて之を招いた、惣兵衛は又予て横浜へ飛び出でんと心掛けていたので渡りに舟と快諾して野沢屋に入つて業を助けた。此の時、既に野沢屋に中里忠兵衛なるものがあつて茂木と共に手を携えて野沢屋の商業を補佐した、中里は専ら舶来織物の買収に従事し、茂木は自ら物品販売の分担に任じた、是より野沢屋の商業頓に振起し大に家名を発揚した。文久元年、庄三郎病を得て没するや親族相議して廃店に決した、惣兵衛は大に亡主の苦心中途に阻み計画の素志未だ貫徹せざるを慨き中里と謀り従来の業務を継続した、然れども後一年、分家の議起るに及び惣兵衛始めて弁天通に転じ、独立の一小店を開いた。情誼に厚い惣兵衛は暖簾を譲り受け自から野沢屋を以て商号とした、丁度其時、中里忠兵衛も亦独立して野沢屋と称した。」（『開港と生糸貿易』中巻 160 頁）

藤本氏によれば、野沢屋は本名を中里忠兵衛といい、開港直後から野沢屋庄三郎の店で働いていた。当時の忠兵衛は主に舶来織物の買収に従事していたが、庄三郎の死後（文久 2 年）、暖簾を分けてもらい、野沢屋忠兵衛店を開くことになる。

3 野沢屋忠兵衛関係文書について

野沢屋忠兵衛が記した書簡は全部で約20点あるが、大部分のものには年号が入っていない。しかし、書簡の内容などから推定して、明治10年代初頭のものが多いと思われる。最も早い書簡は、明治 3 年（1870）のもので、この時期から野沢屋と中家が取引していたようである。ここでは、これらの書簡の中から主なものを掲げ、蚕種貿易の盛況を偲んでみたい。なお、史料の紹介にあたっては、利用の便宜をはかるため、目録ナンバーを記しておいた。

〔史料 1〕 目録 No. 223

一札之事

一、此度寄居町小西半三郎殿御出向ニ相成、当金貳拾円也差入、跡金拾円明治十三年辰七月三十日可相渡、跡金五十円之処、明後明治十四年巳七月中より年々金拾円宛五ヶ年之間ニ金五拾円割済ニテ勘弁致しぐれ候様達テ被申候ニ付、右依頼之通り勘弁致し候、右様取極候上は無相違済方可被成候、壱ヶ年たり共滞候得は一時ニ請取可申候様取計イ致候間、右様御承知可被成候、一札仍テ如件

明治十二年卯二月十九日

横浜弁天通三丁目

野沢屋忠兵衛 印

秩父郡矢那瀬村

中金四郎殿

〔註解〕明治12年（1879）に野沢屋が中家に宛てた一札。寄居町（現・埼玉県寄居町）の小西半三郎と野沢屋との金銭貸借を示す文書。おそらく中家が間にあって、野沢屋が小西家から蚕種を集荷していたため、こうした文書が中家に残ったと思われる。

〔史料 2〕 目録 No. 256

御吟味物三ヶ年限り

覚 江戸へ飛脚集定日月々二七ノ日、七月十一日限、極月廿六日限

一、金札五拾両 壱包 横はま迄賃壱分ニ相済

横浜野沢屋忠兵衛殿行

右之通御封印之件、慥ニ請取申候、無相違御移可申上候、以上
午閏十月七日

藤岡町

京屋弥兵衛 印
代 喜八

中金四郎様

〔註解〕年次文書であるが「午の閏十月」とあることから明治3年のものと考えられる。内容は中金四郎が五十両を野沢屋に送ったことを証明するものである。

〔史料3〕 目録 No. 397

梁瀬村 中金四郎様 徒浜、大急用

酉五月一日 弁天通三丁目 野沢屋忠兵衛

前文御用捨被下候、陳は久々御不汰沙仕り候、当春中は若者差上り何角御セ話様ニ相成難有奉存候、乍憚御家内衆中様方へよろしく奉願上候、当年は何品ニ不限多少共御出荷の程奉願上候、御蚕宜敷奉存候、種紙上御出来ニ御製作被遊多少共御出荷の程奉願上候、洋銀六十式又五六分、右成行奉申上候、早々以上

酉五月一日

野沢や忠兵衛 因

中金四郎様

〔註解〕蚕種の出荷依頼状。「酉」とあることから明治6年(1873)のものであろうか。

〔史料4〕 目録 No. 423

矢那瀬村 中金四郎様 徒浜、大急用

弁天通三丁目 野沢屋忠兵衛

明日出ニ金子手形差送り申候間、左ニ御承知可被下候、早々以上

五月十日

因

中金四郎様

〔註解〕金子手形を横浜から送ったことを知らせる書簡。差し出し人に因とあるのは野沢屋の屋号であろうか。

〔史料5〕 目録 No. 441

武州秩父矢奈瀬村 中金四郎様 徒横浜、大急用

八月三十日 弁天通三丁目 野沢屋忠兵衛

(中略)

陳は昨夜仏国郵船ニテ、イタリヤ人ボット・チベタ・ヒカノラ始メ拾五人湊着致し候間、此段不取散御報知仕候

一、蚕種紙の義も今日初荷凡三四千枚も当地へ入荷ニ相成申候間、何連両三日の内には碇と相場も相立可申と奉存候間、御荷物の義も御印紙貼用次第御出荷被下方可然と奉申上候、右成行大急キ御注進奉申上候、何分御厚情の程奉願上候也

八月三十日

野忠

中金四郎様

〔註解〕蚕種の取引が横浜で開始されたことを伝える書簡。蚕種は生物であるため、取引は毎年数か月間だけ行なわれ、その間に大量の蚕種が輸出された。また、イタリヤ人の蚕種商人が横浜に到着したとあるが、蚕種を求める外国商人は横浜に常駐せず、季節になると資金を持って来日した。

〔史料6〕 目録 No. 447

御書面被下委細承知仕候、浜表も一同別条無御座候、御安心可被下候
一、種紙氣配少々立直り申候ニ付、昨日出書面差上、夫々御承知と奉存候、乍併高値之品御
買入ハ堅御無用ニ御座候、右申上度、早々以上

九月十日

野忠

中金四郎様

〔註解〕蚕種相場の上昇を伝える書簡。蚕種は生糸に比べて相場の変動が激しく、価格の下落から大きな損失を被る商人も多かった。そのため売込商は詳しく横浜の蚕種市況を荷主に書き送った。この書簡では高値の蚕種は購入しないように伝えている。

〔史料7〕 目録 No. 448

鹿島富五郎様 従横浜

大急用

前文御用捨被下候、陳は種紙追々氣配宜敷、昨今大ニ入荷ニ相成、今日頃迄ニ十四五万位ハ
入済ニ相成、尤も未タ取引は無御座候得共、居付之異人諸国にて買入分、日々売込ニ御座候
て商館へ引込ニ相成候故、買人方も大ニ氣込居候間、今五七日相立候ハト少々つゝ売買相始
り可申、直段之儀は御地上等洋三枚より三枚五分には可相成氣込ニ御座候間御心得御出荷之
程奉願上候、當年種紙・生糸同様追々高直ニ可相成見込、生糸も四五日以來存外之高直御地
上等ハ千枚ニも相成申候、右成行奉申上候、以上

九月十六日

野忠

鹿島富五郎様

〔註解〕蚕種輸出の盛況を伝える書簡。書簡の受取人は野沢屋の荷主の一人と思われる鹿島富五郎という人物である。この書簡が中家に残った理由は不明であるが、矢那瀬村周辺の荷主に宛てた書簡は中家に纏めて送られていたのかもしれない。

(西川武臣)

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
1	武藏国秩父郡矢那瀬村明細帳	元文1・8・	武州秩父郡矢那瀬村 名主伊兵衛他14名	伊奈半左衛門様 御役所	冊1	
2	畠屋敷質物手形之事	寛保1・11・	畠屋敷主 加右衛門他7名	庄右衛門	状1	安政3 年の写
3	村差出(断簡)	延享3・正・			状5	
4	畠質物ニ書入申手形事	宝暦5・8・	畠主甚十郎他2名	十右衛門	状1	
5	畠質物ニ入置手形之事	宝暦13・10・	善左衛門他4名	杣左衛門	状1	
6	預り申金子之事	安永4・11・	元宿預り人 幸助他1名	伊三郎	状1	
7	畠質物手形之事	安永5・12・	寄居村金子借主 長左衛門他1名	矢那瀬村 伊三郎	状1	
8	畠質物手形之事	安永6・12・	寄居村畠主 弥一右衛門他1名	矢那瀬村 伊三郎	状1	
9	畠質物ニ入置申手形之事	安永7・12・	畠主 孫兵衛他4名	仁兵衛	状1	
10	山畠質物ニ入置申手形之事	安永7・12・	山畠主 市兵衛他3名	伊三郎	状1	
11	山畠質物ニ入置申手形之事	安永7・12・	山畠主 与左衛門他3名	伊三郎	状1	
12	預り申手形之事	安永8・12・	寄居村預人 重郎兵衛他1名	矢那瀬 伊三郎	状1	
13	質地御年貢請取之事	安永8・12・	金尾村 畠主七郎兵衛	矢那瀬村 勘次郎	状1	
14	持林質物ニ入置申手形之事	安永10・4・	持林主 源右衛門他3名	伊三郎	状1	
15	畠譲リ渡シ申証文之事	天明1・11・	畠主 半七他2名	弥兵衛	状1	
16	畠質物手形之事	天明2・12・	畠□□ 惣二郎他3名	矢那瀬 勘次郎	状1	
17	質物入置申金子之事	天明4・11・	寄居村屋敷主 長兵衛他2名	秩父郡矢那瀬村 伊三郎	状1	
18	借用申金子手形之事(屋敷質入ニ付)	天明5・8・	寄居村借用 人重郎兵衛他1名	矢那瀬村 伊三郎	状1	
19	借用申金子手形之事	天明6・5・	寄居村引請人 吉右衛門他3名	矢那瀬村 伊三郎	状1	
20	取引申地所引替証文之事	天明7・2・	持山主 伝兵衛他3名	伊三郎	状1	
21	未御年貢(年貢皆済ニ付)	天明7・12・	名主 善左衛門	矢那瀬村 伊三郎	状1	
22	添証文之事(屋敷質物ニテ 金子借用ニ付)	天明8・2・	寄居村 利兵衛他1名	矢那瀬村 勘次郎	状1	
23	畠質物ニ入置申手形之事	天明8・9・	畠主 忠右衛門他2名	善左衛門	状1	
24	質地証文事	天明8・12・	寄居下在所持主 利兵衛他2名	矢那瀬村方 勘次郎	状1	
25	相渡シ申質地証文之事(屋 敷質物)	天明8・12・	寄居村借主 利兵衛他1名	梁瀬村 勘次郎	状1	
26	借用申金子証文之事	天明9・正・25	木下八郎知行所 桜沢村惣百姓代 彦左衛門他12名	矢那瀬村 伊三郎	状1	
27	畠質物証文之事	天明9・2・	白岩村畠主 治兵衛他2名	矢那瀬村 伊三郎	状2	
28	山畠并持林質物ニ入置申手 形之事	寛政1・12・	山畠并持林主 久兵衛他3名	伊三郎	状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
29	相定申証文之事(御地頭所様御勝手御暮金割付=付)	寛政4・12・	甲府勤番門奈秀五郎内 雨宮宇右衛門他16名	藤木戸村庄八 矢那瀬村金四郎	状1	
30	持林質物=入置申手形之事	寛政5・12・	持林主 半兵衛他3名	金四郎	状1	
31	借用申金子手形之事	寛政6・10・	立原村百姓金借用人 権右衛門他12名	立原村 甚右衛門他2名	状1	
32	添証文之事(金子借用=付)	寛政6・10・	立原村引請人 紋之助他2名	矢那瀬村 金四郎	状1	
33	一札之事(従弟そよ人別帳 変更=付)	寛政7・3・	大里郡佐谷田村百姓 従弟幸八他4名	矢那瀬村 金四郎	状1	
34	借用申金子手形之事(畠地 質入=付)	寛政9・10・	金借用人 市左衛門他1名	佐太夫	状1	
35	質地証文之事	寛政10・12・	村地主 三郎兵衛他2名	村 吉之丞	状1	
36	入置申証文之事(借用金之 儀=付)	享和1・12・	桜沢村 当人弥三郎他1名	矢那瀬村 金四郎	状1	
37	借用申金子之事	享和3・2・	□村 清助他4名	矢那瀬村 金四郎	状1	
38	借用申証文之事(金子借用 =付)	享和3・3・	金借主 栄八他2名	矢那瀬村 金四郎	状1	
39	山畠質物=入置申手形之事	文化4・12・	山畠主 平左衛門後家他3名	金四郎	状1	
40	小笠原流威儀門飲食門目録	文化5・2・22	武庫兵庫芳孝	仲倉次郎	状1	
41	借用申金子手形之事	文化12・7・	未野村 伝次郎	矢那瀬村 金四郎	状1	
42	覚(金子請取=付)	文化13・4・	金四郎	半六	状1	
43	覚(畠質地金子借用=付)	文化14・12・	畠主 七五郎他2名	矢那瀬村 金四郎	状1	
44	覚(代金受取)	文政2・9・	野上下郷 栄次郎	金四郎	状1	
45	山質物=入置申手形之事	文政9・12・	山主 治郎右衛門他1名	金四郎	状1	
46	(稻荷大明神神号認下証状)	文政13・3・	神祇管領長上家 公文所	中氏 庄右衛門	状1	
47	借用申証文之事	文政13・11・	借用人 六左衛門他1名	庄右衛門	状1	
48	山畠質地反別名前帳	天保1・12・26			冊1	文政13年の 追記あり、 安永4年～ 安政6年の 記事
49	借用金証文之事	天保12・12・	野上下郷 金借用人 半次郎	庄右衛門	状1	
50	畠質物反別名前扣帳	天保1・12・吉日			冊1	
51	日記帳(伊勢參宮日記)	天保3・2・吉日	中庄		(横)冊1	
52	包紙(質地証文)	天保3・			状1	
53	質地・御年貢請取	天保4・正・吉日	組頭 庄右衛門		小冊1	
54	已御年貢可納割付(写)	天保4・10・	伊奈半左衛門	武州秩父郡矢那瀬村 名主・年寄・惣百姓	冊1	
55	田方反別分附覚帳	天保4・11・25			冊1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
56	畠質物ニ入置申手形之事 (長助分山下々畠)	天保5・ 11・	山畠主 治郎右衛門他3名	庄右衛門	状1	
57	(田畠反別書上)	天保6・			冊1	
58	持林質地証文之事(山林2 カ所)	天保7・ 10・	山主 忠右衛門他2名	庄右衛門	状1	
59	田畠山反別取永元永高附覚 帳	天保7・ 11・26			冊1	
60	地所質物ニ入置申証文之事	天保7・ 12・	地主 治郎右衛門他1名	庄右衛門	状1	包紙あり
61	添証文之事(金子借用ニ 付)	天保8・ 正・	借用人 李左衛門他1名	庄右衛門	状1	
62	質地証文之事	天保8・ 8・	地山主 治郎右衛門他6名	庄右衛門	状1	
63	年賦証文之事	天保11・ 正・	円良田村 借用人 忠右衛門他3名	矢那瀬村 庄右衛門	状1	
64	借用金証文之事	天保11・ 10・	円ら田村 借用人 小右衛門他1名	矢那瀬村 庄右衛門	状1	
65	借用申一札之事	天保11・ 10・	野上下郷 借用人 太兵衛他1名	矢那瀬村 庄右衛門	状1	
66	借用金証文之事	天保11・ 10・	円ら田村 借用人 四郎兵衛他1名	庄右衛門	状1	
67	借用金手形之事	天保11・ 11・	岩田村 周治郎他1名	庄右衛門	状1	
68	対談書之事(金子借用期限 ニ付対談之事)	天保11・ 12・	庄右衛門	矢内長門 源之助	状1	
69	借用申金子之事	天保11・ 12・	矢那瀬村 又左衛門	矢那瀬村 庄右衛門	状1	
70	年賦金手形之事	天保11・ 12・	野上下郷 要右衛門他1名	庄右衛門	状1	
71	持高之覚(庄右衛門分)	天保13・ 8・			冊1	
72	口達之趣意(五街道江勤候 助郷村々の件)付 差上申 御請書之事(助郷金困窮ニ 付御救請書)	天保13・ 10・			冊1	
73	借財方仕訳帳	天保15・ 正・	久保ノ金蔵		冊1	
74	覚(金子請取証文之事)	嘉永1・ 10・24	林播磨守内 中野彦兵衛他1名	矢那瀬村 庄右衛門	綴1	
75	畠質物証文之事	嘉永2・ 8・	矢那瀬村 畠主 金四郎他1名	豊次郎	状1	
76	覚(質入ニ付)	嘉永2・ 8・			状1	
77	請取一札之事	嘉永2・ 10・朔	五郎右衛門他1名	金四郎	状1	
78	覚(金子借用ニ付証文)	嘉永3・ 7・	上小鹿野村 柳助	矢那瀬村 金四郎	状1	
79	畠質物証文之事	嘉永3・ 10・7	畠主 借用人 市兵衛他3名	藤兵衛	状1	
80	覚(小作年貢ニ付)	嘉永3・ 10・7	畠主 市兵衛	藤兵衛	状1	
81	覚(金子借用ニ付証文)	嘉永4・ 4・28	林播磨守内 西森新十郎	矢那瀬村 金四郎	状1	
82	持林壳渡申証文之事	嘉永4・ 12・25	持林主 与右衛門他3名	金四郎	状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
83	覚(年貢皆済覚)	嘉永7・8・晦			状1	
84	書入質地畠御年貢金請取之事	嘉永7・8・晦	重五郎	金四郎	状1	
85	為取替申議定一札之事(村役人引受=付一札)	嘉永7・10・5	名主 雄次郎	組頭 金四郎	状1	
86	覚(金子請取証文之事)	(安政2) 8・18	本野上村 嶋田六左エ門	矢那瀬村 金四郎	状1	
87	差出申証文之事(借入金日延証文之事)	安政2・8・22	市四郎組合引請人 藤左衛門外1名	金四郎	状1	
88	差出申為取替証文之事(金子返済=付質畠返還スペキ事)	安政2・10・2	金四郎	畠御世話人 要七	状1	
89	覚(金子請取証文之事)	(安政2) 10・27	本野上村 嶋田六左衛門	矢那瀬村 金四郎	状1	
90	覚(当卯御年貢金請取皆済=付)	安政2・12・	雄次郎	明神宮分 金四郎	状1	
91	覚(金子請取証文之事)	安政3・6・6	本野上村 嶋田六左衛門	矢那瀬村 金四郎	状1	
92	覚(御年貢皆済=付)	安政3・12・朔	雄次郎	明神宮分 金四郎	状1	
93	渡置申以対談証文之事(質地預置=付)	安政4・8・	畠預人 金四郎他1名	次郎右衛門殿 組親類衆中	状1	
94	地所讓渡申証文之事	安政4・8・	地所主 次郎右衛門外4名	金四郎	状1	
95	畠質地証文之事(天保8年中は畠地金壱両半分で借用云々)	安政4・8・	畠主 治郎右衛門外4名	金四郎	状1	
96	覚(当巳御年貢金請取皆済=付)	安政4・12・	雄二郎	明神宮分 金四郎	状1	
97	覚(金子請取証文之事)	(安政5) 12・10	本野上村 嶋田六左衛門	矢那瀬村 金四郎	状1	
98	覚(当巳御年貢金請取皆済=付)	安政5・12・	雄二郎	明神宮分 金四郎	状1	
99	覚(給金預り置証文)	安政6・2・2	金四郎	辻ノ太兵衛 悅多十郎他1名	状1	
100	為取替置申証文之事	安政6・6・	氏子惣代百姓代 新助他5名	金四郎	状1	101と同封
101	一札之事(上郷一同=而牛頭天王社建立=付)	安政6・6・	寄進人与頭 金四郎	上郷 若主衆中	状1	
102	覚(当未御年貢金請取皆済=付)	安政6・12・	雄次郎	金四郎 明神宮分	状1	
103	覚(金子借用=付、含関連文書断簡)	万延1・8・24	金四郎	林五郎後家 おせき他1名	状2	
104	覚(御年貢金請取)	万延1・12・	雄次郎		状1	
105	差出申一札之事(妹聳笑周身元引受=付) ^(カ)	万延2・4・15	足立郡太田永庵 知行所小谷村百姓人主 亀吉他1名	矢那瀬村 与頭金四郎	状1	
106	記(永代万度料神納=付)	文久1・12・13	三日市大夫次郎代 中川八朗司正昭	中金四郎	状1	
107	覚(当酉御年貢金請取皆済=付)	文久1・12・	雄次郎	金四郎納 明神宮分	状1	
108	酉御年貢皆済目録	文久1・12・	伊半左衛門	(矢那瀬)村 名主 組頭 百姓代	状1	
109	覚(当戌御年貢金請取皆済=付)	文久2・12・	雄次郎	金四郎納 明神宮	状1	
110	借用申金子証文之事	文久3・2・	矢那瀬村借用 金四郎	八幡山町 中神おもよ	状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
111	〔乍恐以書付奉願上候〕(増助郷免除願)(前次)	文久3・10・	小笠原甫三郎当分御預所 矢那瀬村小前村役人惣代組頭金四郎	道中奉行所	状1	
112	借用申金子証文之事(借用金子皆済=付)	文久3・12・22	金四郎	林五郎後家当人 おせき他3名組合中	状2	
113	覚(当亥御年貢金請取皆済=付)	文久3・12・	雄次郎	金四郎納 明神宮分	状1	
114	覚(借用金)	文久4・5・11		中神様	状1	
115	借用申金子証文之事	元治1・5・11	矢那瀬村借用人 金四郎	八幡山町 中神おもよ	状1	
116	覚(当子御年貢金請取皆済=付)	元治1・12・	雄次郎	金四郎納 明神宮分	状1	
117	(前次)(大野火=而村方焼失=付歎願書之写)	元治2・1・	岩田村当人 藤重郎他9名	矢那瀬村 役人中	状1	
118	覚(金子請取証文)	慶応1・8・29	久右衛門	金四郎	状1	
119	鑑札(永代大々一万度講中御鑑札)	慶応1・9・	三日市太夫次郎	中金四郎	木札1	包紙あり
120	覚(当丑御年貢金請取皆済=付)	慶応1・12・	雄次郎	金四郎納 明神宮分	状1	
121	当組合村々人家打毀箇所書上帳	慶応2・7・	本野上村寄場役人名主 嶋田常次郎他5名	関東取締出役	冊1	
122	覚(武州一揆ノ打毀シ届、与頭金四郎分)	(慶応2)7・8	矢那瀬村 役人	本野上村 役人中	状1	
123	書付之事(質地畑請戻=付)	慶応3・9・	李左衛門跡式無之=付 組合 九左衛門他3名	伝八跡相続人 伝次郎	状1	
124	年貢皆済控	慶応3・12・朔	金四郎		綴1	
125	差出申詫書一札之事(写)(飲酒身持不如意=付)	慶応3・12・	当人 五郎一他証人4名	祖父 親父	状1	
126	為替手形之事(山代金為替受取証書)	慶応4・9・	矢那瀬村 当人太左衛門	同村 金四郎	状1	
127	覚(金子請取証文)	(明治元)閏4・19	当人 八百蔵他1名	中金四郎	状1	
128	差出申詫一札之事(質地預リ地植木壳買=付)	明治元・11・	金尾村 鹿五郎他5名	岩田村役人中	状1	
129	差出申詫一札之事(雜木切取に付)	明治元・11・	金尾村 当人鹿五郎他5名	岩田村役人中	状1	
130	錢相場	明治2・2・			状1	
131	差出申仮手形之事(質畑相返=付)	明治2・8・20	矢那瀬村 金四郎	岩田村 七五郎	状1	
132	乍恐以書付御愁訴奉申上候(高岡藩領47ヶ村年貢納入=付)	明治2・10・	右村々惣代下仲居村 百姓代造之助他2名		状1	
133	差出申一札之事(髪結岩五郎新里村引越ノ為女房たけ=付一札)	明治2・10・	八幡山町 百姓岩五郎他1名	矢那瀬村 金四郎	状1	
134	一札之事(笑周・その身元引受=付)	明治3・正・	与頭 金四郎	名主 雄次郎	状1	
135	覚(明治3年4月13日皆済=付畑質代金之扣書)	(明治3・4・13)			状1	
136	借用申一札之事	明治3・9・	薄井武八 中惣代五郎	植松八百蔵	状4	明治13年10月11日の追記あり
137	済口議定書(作徳金滯り付出入)	明治3・9・	矢那瀬村小作人35人物 代 与茂蔵他11名	肝煎名主 郡平	冊1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
138	所持畠内質入致候控	明治3・ 閏10・吉	中金四郎			冊1
139	書入内質地証文之事	明治3・ 閏10・	畠主借用人 中金四郎	横山五郎平		状1
140	内質地金借用申証文之事	明治3・ 11・晦	畠主 中金四郎他1名	野原嘉次郎		状1
141	内質地金借用証文之事	明治3・ 11・晦	畠主 中金四郎他1名	齊藤三郎平		状1
142	請取申手形之事	明治4・ 正・8	八幡山町 中神良珉	矢那瀬村 仲金四郎		状1
143	入置申一札之事(質地証文 紛失ニ付仮手形)	明治4・ 8・8	中金四郎	齊藤佐吉		状1
144	覚(高徳寺壇中出金覚控)	明治4・ (秋)	世話人 金四郎・五郎右衛門			状1
145	借用申金子手形之事	明治4・ 11・9	上敷免村 関根友三郎他2名	矢那瀬村 中金四郎		状1
146	差出申一札之事(甥奥蔵身 元引受ニ付)	明治5・ 9・	秩父郡野上下郷 七之助他1名	同郡矢那瀬村 組頭 中金四郎		状1
147	内質地証文之事	明治5・ 10・	畠主 中金四郎	田端栄吉		状1
148	判取帳印税証書	明治6・ 7・25	熊谷県権大属 印税取 扱人 内山左一郎			状1
149	借用申金子証文之事	明治6・ 12・28	借用人 中金四郎	横山五郎平		状1
150	記(元金・利子書上)	明治7・ 1・26				状1
151	畠壳渡申証書之事	明治7・ 7・	畠壳主 須賀与十郎他2名	中金四郎		状1
152	内質畠証文之事	明治7・ 10・19	中金四郎他1名	野原岩吉		状1
153	借用申金子証文之事	明治7・ 12・29	中金四郎他1名	末野村 細村慈洲		状1
154	(地代金請取証文)	(明治7)	五郎平			状1
155	畠内質地証書之事	明治8・ 1・5	中金四郎他1名	大澤源内		状1
156	證(種痘済証明)	(明治8)	南9大区8小区那賀郡 猪俣郷第100番屋敷 種痘医 浦部信調	秩父郡矢那瀬村 第67番屋敷 中金四郎四女 屋ゑ		状1
157	記(奉公人給金受取)	明治8・ 4・15	折原村 高田六助	中金四郎		状1
158	引取証書之事(玉村宿居住 石原鏡二郎妻 きせ 家出ニ 付)	明治8・ 6・4	右区玉村宿 引取人 野口熊太郎	秩父郡矢那瀬村 中金四郎		状1
159	確定証書(借金返済ノ約束 証書)	明治8・ 12・1	引請人 中惣五郎他1名	細村慈洲		状1
160	記(地券7枚抵当ニテ 170 円用立)	明治8・ 12・24	久米治郎	中金四郎他1名		状1
161	借用金証書(金170円也)	明治8・ 12・24	中金四郎他3名	児玉町 久米篤太郎		状1
162	記(手数料受取証文)	明治9・ 1・25	新町宿 武部治助他1名	矢那瀬村 中金四郎		状1
163	記(天保3年ヨリ明治9年 マデノ貸付金元利共返済請 求ニ付)	明治9・ 3・13	秩父郡矢那瀬村 中金四郎	服部権左衛門 おまき		状1
164	記(貸付金利足覚)	明治9・ 3・13				状1
165	(金子明細書上)	明治9・ 3・13	秩父郡矢那瀬村 中金四郎	鬼石 服部権左衛門 おまき		状1

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
166	証(金子借用利息分請取=付)	明治9・4・1	児玉町 久米篤太郎	矢那瀬村 中金四郎	状1	
167	記(質地畠租税・村費ナド書上)	明治9・4・3	中金四郎	野原岩五郎	状1	
168	借用金証書之事	明治9・4・27	金借用人 中金四郎他1名	野原岩五郎	状1	
169	〔書簡〕(貸与金利子4月分請求)	明治9・5・25	熊谷 生産会社	秩父郡矢那瀬村 中金四郎	状1	
170	〔生産会社領収証〕	明治9・6・20	生産会社	中金四郎	状1	
171	〔生産会社領収証〕	明治9・7・28	生産会社	中金四郎	状1	
172	〔生産会社領収証〕	明治9・9・14	生産会社	中金四郎	状1	
173	記(改正入費受取証)	明治9・9・28	秩父郡矢那瀬村戸長 中金四郎		状1	
174	(畠質地証文)	明治9・10・11	金借用人畠主 中金四郎他2名	須賀市郎次	状1	
175	〔領収書〕	明治9・11・30	さくら沢 内田金平	中惣五郎	状1	
176	矢那瀬村地積図	明治9・11・	秩父郡矢那瀬村立会人 染野晴三郎他3名		状1	
177	〔生産会社領収書〕	明治9・12・1	生産会社	中金四郎	状1	
178	記(金子受取証書)	明治9・12・27	大内沢村久米治郎代 須賀浜之助	中金四郎	状1	
179	借用金日延証書	明治9・12・27	第11大区7小区秩父郡 矢那瀬村借用人 中金四郎他2名	児玉町 久米治三郎	状1	
180	借用金証書之事	明治10・1・20	矢那瀬村借用人 中金四郎他2名	寄居町 小西安太郎	状1	
181	借用金証書之事	明治10・1・23	矢那瀬村借用人 中金四郎他2名	野上下郷 宮沢直蔵	状1	
182	通運物受取証(播州飾西郡塚本村名倉幕平宛)	明治10・1・28	内国通運会社 熊谷出張所	中金四郎	状1	
183	借用金証書	明治10・1・31	秩父郡矢那瀬村戸長 中金四郎	熊谷駅 清水愛助	状1	
184	記(改正入費受取証)	明治10・2・3	秩父郡矢那瀬村戸長 中金四郎		状1	
185	記(領収書)	明治10・2・10	桜沢村 内田金平	矢那瀬村 中金四郎	状1	
186	金円請取之証	明治10・2・24	金沢村 持田孫市	矢那瀬村 中金四郎	状1	
187	借用金証書(金170円借用証書)	明治10・3・3	第11大区7小区	久米篤太郎	状1	
188	借用金証書	明治10・3・9	第11大区7小区秩父郡 矢那瀬村借用人 中金四郎他3名	児玉町 久米篤太郎	状1	
189	〔領収証〕	明治10・5・2	さくら沢 内田金平	中金四郎	状1	
190	借用金証書之事	明治10・5・20	矢那瀬村 中金四郎他2名	寄居町 小西安太郎	状1	
191	借用金証書之事	明治10・8・29	中金四郎 他証人1名	横山五郎作	状1	
192	委任状(施羅郡日向村新井房太郎ノ品物代金貸金催促代理人長谷川専太郎)	明治10・9・13	埼玉県8大区1小区 石原村上町203番地 河原茂平		状1	
193	記(質地受戻=付)	明治10・10			状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
194	記(金子請取証書)	明治10・ 10・15	立原村 保泉浜之助他1名	矢那瀬村 中金四郎	状1	
195	借用金証證	明治10・ 10・22	借用人 中金四郎他1名	野原嘉四郎	状1	
196	質地証文	明治10・ 10・28	中金四郎他2名	桜沢村 志村仙三郎	状1	前欠
197	借用金之証	明治10・ 10・31	中金四郎他2名	中畠重次郎	状1	
198	依頼申一札之事(養子浜之助借用金取立=付)	明治10・ 10・	中金四郎	植松八百蔵	状1	
199	永続講連名帳	明治10・ 10・	発記人 藤田学三郎		綴1	
200	借用金証書(金90円畠地抵当=付)	明治10・ 11・1	矢那瀬村借用人 中金四郎他2名	野上下郷 宮沢直蔵	状1	
201	借用金証書	明治10・ 11・1	矢那瀬村借用人 中金四郎他2名	野上下郷 宮沢直蔵	状1	
202	借用金証書	明治10・ 11・1	第11大区7小区 秩父郡矢那瀬村借用人 中金四郎他3名	児玉町 久米篤太郎	状1	
203	延期書(借用延期願)	明治10・ 11・29	借用人 中金四郎他1名	野原嘉四郎	状1	
204	代人保証書(資金催促裁判=出頭セザルニ付)	明治10・ 12・	(矢那瀬村)戸長 中金四郎	熊谷区裁判所長 湯川判事補	状2	
205	委任状(戸長権限ノ委任=付)	明治10・	中金四郎		状1	中欠
206	記(人夫賃等金子請取)	明治11・ 1・7	立原村 保泉浜之助	矢那瀬村 中金四郎	状1	
207	借用金証書	明治11・ 2・1	中金四郎	中畠市次郎	状1	
208	小券状預り証	明治11・ 3・11	小券状預り人 中金四郎他2名	新船忠吉	状1	
209	借用金証書	明治11・ 4・6	中金四郎他1名	中西丑五郎	状1	
210	金円預り証	明治11・ 4・13	秩父郡大宮郷 富田定作	同郡矢那瀬村 中御慈父	状1	
211	金子借用之証	明治11・ 4・23	中金四郎 他証人1名	横山五郎作	状1	
212	金子借用之証	明治11・ 4・29	中金四郎他1名	大沢源内 横山弁吉	状1	
213	金子借用之証	明治11・ 4・30	中金四郎他1名	横山五郎作	状1	
214	延期証(借用延期願)	明治11・ 4・30	秩父郡矢那瀬村借用人 中金四郎他2名	児玉町 久米篤太郎	状1	
215	金子借用之証	明治11・ 5・13	借用人 中金四郎他1名	石井団平	状1	
216	山林壳渡申証書之事	明治11・ 5・18	中口辰蔵他2名	中金四郎	状1	
217	証(御用達金利息請取証)	明治11・ 6・4	児玉町 久米篤太郎	矢那瀬村 中金四郎	状1	
218	記(相続講之割合)	明治11・ 8・21	中惣五郎		状1	
219	請取証(明治10年清酒醸造税残金)	明治11・ 10・14	秩父郡上下郷 副区長 宮沢直蔵	中金四郎	状1	
220	質畠仮証書之事(質地入金子借用証文)	明治11・ 11・31	金子借用人 畑主 中金四郎他3名	石井団平	状1	
221	証(御用立金返済=付請取等)	明治11・ 12・30 年未詳 〃 12・31	久米篤太郎	中金四郎	状3	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
222	証(中金四郎殿資金ノ内一部持参ニ付)	明治12・2・6	野沢屋忠兵衛	岩田屋半三郎	状1	
223	一札之事(借用金子返済之事)	明治12・2・19	横浜弁天通三丁目 野沢屋忠兵衛	秩父郡矢那瀬村 中金四郎	状1	
224	一札之事(古証文返却願一札)	(明治12)2・	野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
225	〔書簡〕(薬酒送付ニツキ代金請求)	明治12・3・22	越後頸城郡大道橋田村 森義八	矢那瀬村 鍋屋米吉	状1	
226	仮請取(生産会社利子分)	(明治12)3・31	松井巖	矢那瀬村 中金四郎	状1	
227	受取証書	明治12・4・12	藤谷渕村 小菅喜代太	中金四郎	状1	
228	中八重 下等小学・初等小学・中等小学卒業証書	明治12・5・4~16・5・7	築瀬学校	中八重	状8	包紙あり
229	連名簿(中弓之助外四人ノ共有墓地)	明治12・8・8	戸長 中弓之助	埼玉県令白根多助	綴1	
230	抵当地所借用証書	明治12・8・25	矢那瀬村寄留 新潟県頸城郡蜘蛛ヶ池村 借用人作美五郎他2名	中弓之助	綴1	
231	記(金子受取証)	(明治12)8・30	松井巖	中金四郎	状1	
232	記(金子請取証)	(明治12カ)8・30	松井龍作	中金四郎	状1	
233	金員借用証書	明治12・8・31	中弓之助他2名	桜沢村 志村仙三郎	状1	
234	記(借用金返済ニ付)	明治12・10・20	八寺沢 中畠茂三郎	石原 中弓之助	状1	
235	記(延滞金請求書)	明治12・10・21	前橋相生町 生産会社	中金四郎	状1	封筒あり
236	保証御願(資金催促ニ付代理人保証)	明治12・11・14	野原八十八	熊谷区裁判所長 関村判事補	状1	
237	記(金子受取証)	明治12・11・29	松井巖	中弓之助	状1	
238	記(金子元利受取ニ付)	明治12・12・26	中畠茂三郎	中弓之助	状1	
239	記(元金・利金受取)	明治12・12・29	染野勝三郎	中弓之助	状1	
240	地所借受証書	①明治14・4・22 ②明治12・12・	①地所借受人 中弓之助他1名 ②地所借受人 高藤次太郎他1名	①飯野重郎平 ②	綴1	
241	受取証書(烟質トシテ代金拾五円受取之書)	明治13・4・6	中金四郎 証人 同惣五郎	斎藤三郎次	状1	
242	仮受取帳(生産会社へ送り金)	明治13・6・29 明治13・10・29	松井竜藏	中弓之助	綴1	
243	金員借用証書	明治13・8・8	秩父郡矢那瀬村 金借用人 中弓之助他1名	桜沢村 志村仙三郎	綴1	
244	地券借用証	明治13・8・9	借用人物代 中惣五郎	前橋相生町 生産会社	状1	
245	(金拾円請取証文)	明治13・10・8	小西半三郎	中弓之助	状1	
246	差出申証書(金子借用ニ付託状)	明治13・10・14	本人 植松八百蔵 男 植村清三郎他2名	中弓之助	状1	
247	質地証	明治13・10・24	中弓之助他証人2名	横山五郎作	状1	
248	内質地預り証	明治13・10・24	内質畠預人 大沢愛三郎他1名	中弓之助	状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
249	金員借用証書(金貳拾五円也)	明治13・11・1	秩父郡矢那瀬村寄留 借用人 作美五郎七他2名	矢那瀬村 中弓之助	状1	
250	建家賣渡申證書(字石原 建家一軒 賣渡金四十円)	明治13・11・1	矢那瀬村寄留 建家賣 渡シ人 作美五郎七	矢那瀬村 中弓之助	状1	
251	金員借用證	明治13・11・3	中弓之助他證人2名	横山五郎作	状1	
252	引受證書(酒造營業ノ為杜 氏雇ニ付)	明治13・11・	新潟縣越後國頸城郡蜘蛛 ヶ池村 作見米吉	矢那瀬村 中弓之助	状2	包紙あり
253	店受証書	明治14・1・1	店借主 植松八百蔵ほか	家主 中弓之助	綴1	
254	委任状(武藏国榛沢郡末野 村設築一作ノ貸金催促ノ代 理人トシテ保泉彦九郎へ)	明治14・12・24	秩父郡矢那瀬村第18番 地 野原嘉四郎		状1	
255	保証状(貸金催促事件ニ付 野原岩五郎身元保証)	明治15・9・	右村(矢那瀬村)戸長 中弓之助	熊谷治安裁判所長代理 判事補 片山保友	状1	
256	覚(横浜野沢屋忠兵衛ヨリ ノ五拾両ノ為替手形)	(明治15) 10・7	藤岡町 京屋弥兵衛	中金四郎	状1	
257	借用金証書	明治15・11・1	秩父郡矢那瀬村 借用 人 中金四郎他3人	児玉町 久米篤太郎	状1	
258	記(利足金拾円請取)	明治15・12・25	中畠茂三郎	中惣五郎	状1	
259	調書	明治16・1・5	秩父郡矢那瀬村	末野村少林寺	綴1	
260	入置申証書之事(養女らく 貰請ニ付証書)	明治16・3・16	第八拾番地 大澤源内	中弓之助	状1	
261	記(利子金請取)	明治16・11・11	中畠茂三郎	中弓之助	状1	
262	利子受取証	明治17・3・31	秩父郡金崎村 永保社 山田伍吉	中弓之助	状2	
263	蚕糸組合証	明治18・8・25	埼玉県	中弓之助	状1	
264	[地価割税、營業税、職工税 領收書]	明治18・8・4	野上下郷 連合戸長役場		状2	
265	規約書(中樂三郎別家ニ 付)	明治19・1・6	中弓之助 中樂三郎		綴1	
266	規約書(財産分与ニ付)	明治19・1・6	中弓之助 中樂三郎		冊1	
267	地所立木抵当借用金之証	明治19・11・23	秩父郡矢那瀬村 金借 用人 中弓之助他2名	同郡下日野沢村 高橋八郎治	綴1	
268	地所置入金円借用之証	明治19・11・23	秩父郡矢那瀬村 借主 中弓之助他2名	同郡下日野沢村 高橋八郎治	状1	
269	頼母子講金借用証	明治20・1・26	秩父郡矢那瀬村 借用 人 作美五郎七他2名	井戸村 大沢千代吉 鈴木木三郎	状1	
270	地所壳渡証書(山林九畝拾 歩壳渡ニ付)	明治20・1・16	飯野重郎平他1名	中弓之助	状1	
271	証(中つさ種痘済証書)	明治20・4・20	本野上村 医 横田誠一	矢那瀬村 弓之助二女 中ツサ	状2	明治21年4 月30日分も あり
272	記(養育料受取証文)	明治20・11・6	秩父郡井戸村 実父 田嶋岩五郎	矢那瀬村 飯野重郎平	状1	
273	御受書(職務勉励賞金受 取)	明治20・12・26	中弓之助	埼玉県知事 吉田清英	状1	
274	記(利子受取ニ付証書)	明治20・12・28	高橋八郎治	中弓之助	状5	明治22年1 月24日,3月 9日,11月29 日分あり
275	記(金子受取証)	明治21・9・11	矢那瀬村 染野民之助	中弓之助	状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
276	地所借受ノ証(質地小作ニ付)	明治21・11・28	秩父郡矢那瀬村 中弓之助他1名	下日野沢村 高橋八郎治	状1	
277	地所質入ノ証	明治21・11・28	秩父郡矢那瀬村 質入主 中弓之助他1名	同郡下日野沢村 高橋八郎治	状1	
278	地所質入ノ証	明治21・11・28	秩父郡矢那瀬村 質入主 中弓之助他1名	同郡下日野沢村 高樹八郎治	状1	
279	矢那瀬一村割費用明細書	(明治22) 10・26	野上下郷連合戸長役場		状1	
280	〔事務勉励ニ付賞金下賜〕	明治22・12・26	埼玉県	元秩父郡野上下郷連合 戸長役場 中弓之助	状1	
281	〔書簡〕(府県会議員選挙立会人に任命通知)	明治23・2・10	秩父郡長 鎌田沖太	中弓之助	状1	
282	1. 御受書(事務勉励賞金) (2. 辞令受領書差出催促)	明治23・2・12	中弓之助	埼玉県知事 小松原英太郎	状2	
283	御受書(在職中事務勉励ノための賞与金)	明治23・2・18	中弓之助	埼玉県秩父郡長 鎌田沖太	状1	
284	記(利子金三拾円請取ニ付)	明治23・9・14	日野沢村 高橋八郎治	矢那瀬 中弓之助	状1	
285	地所書入金借之証	明治24・3・31	借款人 中弓之助他1名	秩父郡日野沢村 高橋八郎治	綴1	
286	地所書入借用之証	明治24・10・2	秩父郡樋口村大字矢那瀬七拾四番地 借款人 中弓之助	秩父郡日野沢村 高橋八郎治	綴1	
287	借用金證書	明治25・6・14	秩父郡樋口村大字矢那瀬 借款人 中弓之助	同郡日野沢村 高橋八郎治	状1	
288	返済之証(借用金子元利返済ニ付)	明治25・11・1	秩父郡日野沢村大字下日野沢百八番地 高橋八郎治	同郡樋口村 薄井増太郎他1名	状1	
289	(借用金子返済之証)	明治25・11・1	秩父郡日野沢村下日野沢百八番地 高橋八郎治	同郡樋口村矢那瀬 中弓之助	状1	
290	返済之証(借用金子返済ニ付)	明治25・11・1	秩父郡日野沢村大字下日野沢百八番地 高橋八郎治	同郡樋口村 中弓之助	状1	
291	受取証(護法会加入金)	明治25・11・21	少林寺住 小名木大道	横山五郎作	状1	
292	返済之証(借用金子元利金返済ニ付)	明治25・11・31	秩父郡日野沢村大字下日野沢百八番地 高橋八郎治	同郡樋口村大字矢那瀬 中弓之助他1名	状1	
293	始末書(明治29年1月24日大火災ノ始末書写)	明治29・1・24	樋口村大字矢那瀬76番地 植松八百蔵(まか)	野上分署長警部 内田将継	冊1	
294	借用証(裏面送り状、明治40年5月3日 差出人秩父郡樋口村役場 受取人大里郡熊谷町熊谷寺執事)	明治40・4・29	中弓之助他1名	大沢五作	状1	
295	戸籍証本	明治41・10・26	秩父郡大宮町戸籍吏 新井市三郎		状1	
296	土地登記申請書並に売渡証	明治43・2・3	売渡人 中弓之助	寄居町 小西篠次郎	綴2	
297	〔書簡〕(扶助料請求ニ付)	(明治45) 4・27	大亦昇	中弓之助	状1	
298	証(高野山再建寄付金領收証)	大正元・8・25	寄居町 少林寺	中弓之助	状1	
299	植樹補助金下附申請書	大正4・3・9	秩父郡樋口村大字矢那瀬74番地 中繁	埼玉県知事 昌谷彰	綴2	
300	貯金之證(御大典記念トシテ)	大正6・11・1	樋口村分会长 染野堯好他1名	正会員 中繁	状1	
301	(曹洞宗教教育興隆会勧募贊助員嘱託書)	大正10・10・15	管長 北野元峰	少林寺壇徒総代 中弓之助	状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
302	謝状(樋口村分会ノ為寄贈セラレタルニ付)	大正11・ 12・30	帝国在郷軍人会熊谷支 部長 登坂伴次郎	中弓之助	状 1	
303	中家小作勘定	(大正11)	(中氏)		状 1	
304	〔大正11年度小西篠次郎納税金書上〕	大正11年 度			状 1	
305	金円借用証書(養蚕資金トシテ)	大正14・ 5・30	中繁他 1名	有限責任 樋口村信用組合	状 1	
306	金円借用証書(農蚕経営資金トシテ)	大正15・ 12・18	中繁他 1名	有限責任樋口村信用組合 理事組合長 宮沢良吾	状 1	
307	金円借用証書(農蚕経営資金トシテ)	大正15・ 12・18	中繁他 1名	有限責任樋口村信用組合 理事組合長 宮沢良吾	状 1	
308	金円借用証書(肥料買入資金トシテ)	昭和4・ 6・25	中繁他 2名	有限責任 樋口村信用組合	状 1	
309	領収書	昭和4・ 8・27	小西篠次郎	中繁	状 1	
310	記(小作不足金書上)	昭和5・ 1・21	小西	中繁	状 1	
311	借用金証書	昭和5・ 1・28	中繁	大沢照治	状 1	
312	金借用証	昭和5・ 4・25	中繁	大沢照治	状 1	
313	通知(国勢調査ノ件ニ付, 役場へ参集ノコト)	昭和5・ 9・9	樋口村長	中繁	状 1	
314	昭和5年国勢調査速報	昭和5・ 10・1	埼玉県臨事国勢調査部		冊 1	
315	(納税立替金催促)	昭和5・ 10・	寄居町 小西篠次郎	中繁	状 1	封筒あり
316	受領証(元利金返済)	昭和5・ 11・21	樋口村信用組合理事 染野民三郎	中繁	状 1	
317	貯金すれば無利息で借金が 払へる	昭和6・ 5・	樋口村信用購買組合		状 1	
318	借用金証書	昭和6・ 10・29	樋口村矢那瀬第三部長 中繁	石井宇平	状 1	
319	一時借用証(繰糸料ノ内借 ニ付)	昭和6・ 11・28	中繁	矢那瀬組理事 南直三郎	状 1	
320	繭受付査定通知帳	昭和6・	埼玉社矢那瀬組	中繁	状 1	
321	金員借用証書	昭和7・ 12・1	中繁	石井宇平	状 1	
322	金円借用証書(旧債務限資 金トシテ)	昭和8・ 3・4	中繁他 1名	有限責任樋口村 信用購買組合	状 1	
323	借用証(金 参拾円 借用 ニ付)	昭和8・ 12・1	樋口消防組第三部 中繁他 1名	大字矢那瀬代表者 石井宇平	状 1	
324	製炭改良講習会講習録	昭和8・ 12・16	埼玉木炭同業組合 樋口村農会連合		状 1	
325	土地分筆登記申請書	昭和9・ 3・19	中繁	秩父区裁判所 野上出張所	綴 1	
326	金円借用証書	昭和9・ 5・31	中繁	有限責任生糸信用販売 利用組合 埼玉社 矢那瀬組	状 1	
327	借用証書(消防費之内借用 之事)	昭和9・ 11・10	借款人 中繁他 1名	石井宇平	状 1	
328	繭受付査定通知帳	昭和9・	中繁	埼玉社 矢那瀬組	状 1	
329	少林寺規約書	昭和10・ 4・8	少林寺住職 閑野大栄 他壇家総代 5名		状 1	袋あり
330	領収証(貸付金返済ニ付)	昭和10・ 5・31	埼玉社矢那瀬組 組長 南直三郎	組合員 中繁	状 2	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
331	昭和九年度製糸精算割合書	昭和10・5・31	保証責任生糸信用販売 利用組合 埼玉社 矢那瀬組			状1
332	原料繭受付精算書	昭和10・5・31	埼玉社 矢那瀬組	組合員 中繁	状2	昭和9年, 同14年度分
333	繭受付査定通知帳	昭和10・	埼玉社 矢那瀬組	中繁	状3	昭和10年, 12年, 14年 分
334	領収書(失業救済対策資金 回収二付)	昭和11・2・27	桶口村収入役 新井門太郎	中繁外13名	綴1	
335	在満將兵援護会趣意書	昭和11・5・30	埼玉県在満將兵 援護会長 川西実三		状4	
336	寄付金依頼状(電話架設費 寄付二付)	昭和11・8・24	桶口村長 宮沢良吾	中繁	状2	
337	領収証(蚕桑改良資金償還 金)	昭和11・8・28	桶口村役場 新井門太郎	中繁外13名	状1	
338	金円借用証	昭和12・12・30	中繁	山崎一郎	状1	
339	領収書(貸付金)	昭和13・5・31	埼玉社 矢那瀬組 組長 南直三郎	中繁	状2	
340	昭和十二年度製糸精算割合 書	昭和13・5・	埼玉社 矢那瀬組		状1	
341	金圓借用證書	昭和13・6・1	秩父郡桶口村大字矢那 瀬 借用人 中繁	埼玉社 矢那瀬組	状1	
342	昭和十二年度原料繭受付精 算書	昭和13・7・1	埼玉社 矢那瀬組	中繁	状1	
343	辞令(警防団部長)	昭和14・4・1	埼玉県秩父警察署	中繁	状1	
344	領収證	昭和14・11・26	埼玉社 矢那瀬組 理事 南直三郎	中繁	状2	
345	領収証(自作農創設維持資 金)	昭和14・	桶口村収入役 新井門太郎	中繁	状1	
346	昭和十四年度製糸精算割合 書	昭和15・4・28	埼玉社 矢那瀬組		状1	
347	昭和十五年度原料繭受付精 算書	昭和15・12・5	埼玉社 ヤナセ組	中繁	状2	
348	屑繭乾燥料金領収証	昭和15・12・	矢那瀬組長 南直三郎	中繁	状1	
349	繭受付査定通知帳	昭和15・	埼玉社 矢那瀬組	中繁	状1	
350	領収証(貸付金)	昭和15・	埼玉社 矢那瀬組 組長 南直三郎	中繁	状3	
351	貸付辨済金受領証	昭和16・5・10	野上郵便局	中繁	状1	
352	〔辞令〕(日本赤十字社埼玉 支部桶口村分区協賛委員)	昭和16・7・1	日本赤十字社埼玉支部 長	中繁	状1	
353	送金書(俸給・宿料等)	昭和16・	埼玉県鳩巣 黒沢圭一	中薰	状3	
354	通常総会招集通知書	昭和17・4・13	保証責任桶口村信用購 買販売利用組合 理事組合長 林直一	組合員 中繁	状1	
355	農地賃貸借契約書	昭和25・11・1	中繁	南清	状1	
356	農地賃貸借契約書	昭和25・11・1	中繁	中保	状2	
357	秩父漁業協同組合出資証券	昭和29・8・19	秩父漁業協同組合 組合長 町田芳治	中繁	状1	
358	連帶借用金證書	昭和			状1	
359	記(金三両預り証文)	子1・3	未野村 大沢源五郎	矢那瀬 中金四郎	状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
360	廻章(御伝馬一条ニ付相談イタシ度、本町上町野口屋藤四郎方迄出張ノ依頼)	子1・27	矢那瀬村役人	野上下郷・日野沢村・野卷村役人	状1	
361	覚(小物成皆済ニ付)	子12・5	岩田村 雄吉	金四郎	状1	
362	覚(金子請取証文)	子12・	清 八	金四郎	状1	
363	(武州秩父郡矢那瀬村石盛取米取永覚)	丑9・4			状1	
364	覚(金子請取証文)	丑12・	清 八	金四郎	状1	
365	覚(夜着・蒲団代等受取ニ付)	寅2・23	久右衛門	金四郎	状1	
366	口演(金子送リニ付)	寅12・27	野原要七	中金四郎	状1	
367	借用申手形之事	寅12・	借主 直次郎他2名	勘次郎	状1	
368	覚(金子受取証文之事)	寅12・	岩田村組頭 雄 吉	矢那瀬村 金四郎	状1	
369	記(文部省救助金利子募金 書上)	寅12・			状1	
370	〔書簡〕(貸付金返却ニ付)	卯4・13	大宮郷 富田定作	矢那瀬 中御慈父	状1	
371	記(金子請取証)	卯10・30	野原嘉左衛門	中金四郎他1名	状1	
372	〔書簡〕(年賦金返済延期 願)	卯11・14	門奈鉄太郎内 平林隼之助	矢名瀬 蔵次郎	状1	
373	覚(金子請取ニ付)	辰正・	中 惣		状1	
374	手形之事(金子請取証文)	辰9・3	中野良輔	矢那村 中金四郎	状1	
375	覚(金四十両受取ニ付)	辰9・4	金兵衛	仲金四郎	状1	
376	覚(金子請取証文)	辰12・	雄 吉	金四郎	状1	
377	覚(金子借用ニ付)	巳8・26	鳴田六左衛門	庄右衛門様分 飯野雄良	状1	
378	〔書簡〕(おたけ一条ノ義ニ付)	巳10・12	小前田 田中佐重郎	矢那瀬村 御苗金四郎	状1	包紙あり
379	覚(小作日雇金等明細)	巳10・	金四郎	林五郎 証人 長次郎	状1	
380	舌代(石切貨ノ儀ニ付書 状)	巳12・晦	大津や	中金四郎	状1	
381	覚(金子請取証文)	巳12・	与頭 助右衛門	矢那瀬 金四郎	状1	
382	覚(金子受取ニ付)	午9・29	奥八右衛門	中伊三郎	状1	
383	覚(杉板等請取ニ付)	午10・22	秩父郡矢那瀬わたや 宮 吉	いし原 仲金四郎	状1	
384	覚(金子請取証文)	午11・		文 吉	状1	
385	覚(金子請取証文之事)	午12・	岩田村組頭 雄 吉	矢那瀬 金四郎	状1	
386	記(金子受取証)	未1・21	染野晴三郎	中染三郎	状1	
387	覚(金子請取証文)	未12・	岩田村 文右衛門	矢那瀬 金四郎	状1	
388	覚(太織等代金書上)	未12・	未ノ 紺屋孫吉	中金四郎	状1	
389	覚(羽織裏ノ長サ)	申2・5	中金四郎	横山專五郎	状1	
390	覚(金子請取明細)	申2・20	未ノ 紺屋儀平	矢那瀬 中金四郎	状1	
391	覚(桑苗代金請取証)	申2・25	新井善五郎	中金四郎	状1	
392	〔書簡〕(夜着蒲団ノ儀ニ付)	申9・4	太田町 金井屋仙七	中金四郎	状1	封筒あり
393	覚(小作金等明細)	申12・20		林五郎	状1	
394	差引書(金子等差引勘定 覚)	申12・	野沢屋 忠兵衛	中金四郎	状1	
395	覚(金子請取証文)	申12・	いわた 国太郎	矢那瀬村 金四郎	状1	
396	記(金銭勘定覚 質屋関係 力)	酉1・25	大塚や 惣平	中金四郎	状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
397	〔書簡〕(蚕種紙出荷依頼)	酉5・1	横浜弁天通三丁目 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
398	(山代金貸付=付)	酉10・晦	石原 中金四郎	遠西 石村貞蔵	状1	前欠
399	〔書簡〕(藏牡丹文吉送り吳 候書面)	酉11・4	日野屋惣太郎 佐平	中金四郎	状1	包紙あり
400	(祝儀買物書付)	酉11・19 戌1・20	熊谷仲町 麻屋重兵衛他	矢那瀬 中金四郎	状12	包紙あり 差出人各 々異なる
401	覚(挽ワリ買入覚)	酉12・10	庄右衛門		状1	
402	覚(金子請取証文之事)	酉12・	組頭 雄吉	金四郎	状1	
403	〔書簡〕(蚕種買入情況報 告)	戌10・10	児玉町 久保久六	中金四郎	状1	
404	覚(金子請取証文)	戌12・	岩田村組頭 勇 吉	矢那瀬村 庄右衛門	状1	
405	記(明神様御簾祝ノ節, 金 子請取証文)	亥10・15	日のや 惣太郎	梁瀬村 中金四郎	状1	
406	覚(金子請取証文)	亥12・	岩田村組頭 国太郎	矢那瀬村 金四郎	状1	
407	覚(金子請取証文)	亥12・	イワタ組頭 定 蔵	矢那瀬村 庄右衛門	状1	
408	年賀状	1・10	横浜 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
409	〔書簡〕(しな女ヲ忍川越へ 奉公へ出ス件)	1・29	清水素兵衛	仲金四郎	状1	
410	〔書簡〕(梅吉ガ中金四郎方 へ度々参上ノ件)	2・2	横浜 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
411	〔書簡〕(金子返済=付)	2・6	横浜 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	封筒あり
412	〔書簡〕(証書紛失=付)	2・24	半三郎	中金四郎	状1	
413	〔書簡〕(御用金ノ出金依 頼)	2・26	川奈内匠内 平林時十郎	金四郎	状1	
414	〔書簡〕(頼母子会合開催通 知)	3・13	奥上治兵衛	中金四郎他 1名	状1	
415	覚(金子借用=付)	3・13	小川屋喜太郎他 1名	金四郎	状1	
416	口上(先日注文ノ品出来上 リニ付報告)	3・14	岩田屋 半三郎	仲金四郎	状1	
417	〔書簡〕(納税立替金等ヲ支 払以下サレ度)	4・8	小西篠次郎	中繁	状1	
418	〔書簡〕(酒造=付)	4・9	鬼石 日野屋惣太郎	中金四郎	状1	封筒あり
419	記(人数・金銭覚)	4・19	材木 会所	中金四郎	状1	
420	〔書簡〕(用立金ヲ今月限り デ返済下サレ度)	4・25	児玉町 久米篤太郎	中金四郎他 2名	状1	
421	〔書簡〕(金子受取ノ件)	4・29	大宮 富田定治	矢那瀬村 御親父	状1	
422	覚(金子請取=付証文)	5・3, 5・ 11, 5・16	加納佐一郎		状3	
423	〔書簡〕(金子手形送付= 付)	5・10	横浜弁天通3丁目 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
424	〔書簡〕(生糸ノ売り込ミ報 告)	5・10	横浜弁天通3丁目 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
425	〔書簡〕(生糸ノ売り込ミ報 告)	5・10	横浜弁天通3丁目 野沢屋忠兵衛	竹之内 林平三郎	状1	
426	〔書簡〕(寄居町=止宿中)	5・13	茂治郎	金右エ門	状1	
427	〔書簡〕(金札百両送付ノ 件)	5・19	横浜弁天通3丁目 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
428	〔書簡〕(横浜ニテ蚕種紙改 印検査ノ件通知)	5・25	横浜弁天通3丁目 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
429	〔書簡〕(洋銀六拾三匁七八 分・横浜生糸相場=付商況 報告)	5・25	㊎		状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
430	記(秤商人御鑑札料受取ニ付)	5・29	本野上村 中林貞二郎	矢那瀬村 中金四郎	状1	
431	〔書簡〕(願之儀ニ付)	6・21	小松周吉	仲金四郎	状1	
432	〔書簡〕(蚕卵紙・生糸商況報告)	6・30	横浜 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
433	〔書簡〕(春蚕収納ニ付)	7・2	小松周吉	仲金四郎	状1	
434	〔書簡〕(東都浅草鳥越佐竹 中屋敷ニ滞在中)	7・24	松沢大通	中金四郎	状1	
435	〔書簡〕(手紙ノ返答ヲモラ イ度, アルイハ横浜ヘ出向 イテモライ度)	7・晦日	横浜弁天通3丁目 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
436	〔書簡〕(願事ニ付)	8・3	大宮 阿佐美忠左エ門	中金四郎	状1	包紙あり
437	〔書簡〕(用立金利息ヲ送付 下サレ度)	8・8	児玉町 久米篤太郎	中金四郎	状1	
438	覚(金子請取明細)	8・22	中井や 芳兵衛	矢那瀬 金四郎	状1	
439	〔書簡〕(着物注文ニ付仕切 書送付, 仕切書同封)	8・24	大間々町 金井屋仙七	中金四郎	状1	
440	覚(料理材料代金書上)	8・26	八百屋忠平		状1	
441	〔書簡〕(イタリヤ人来航蚕 種紙出荷依頼)	8・30	横浜弁天通三丁目 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
442	〔書簡〕(イタリヤ人来航蚕 種紙出荷依頼)	8・30	横浜 野沢屋忠兵衛	野沢屋浅治郎	状1	
443	〔書簡〕(イタリヤ人来航蚕 種紙出荷依頼)	8・30	横浜 野沢屋忠兵衛	加嶋富五郎	状1	
444	〔書簡〕(御地ニテ蚕種紙買 入無用ノコト)	9・4	弁天通三丁目 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
445	覚(金子受取証文)	9・6	田中屋善兵衛	中金四郎	状1	
446	〔書簡〕(上州日向村瀧野瀬 保造先生奉納ノ件)	9・8	大谷孫平	中金四郎	状1	
447	〔書簡〕(蚕種紙相場立直リ ニ付)	9・10	横浜弁天通三丁目 野沢屋忠兵衛	中金四郎	状1	
448	〔書簡〕(生糸, 蚕種紙ノ相 場良好異人トノ取引開始ノ 予定)	9・16	横浜 野沢屋忠兵衛	加嶋富五郎	状1	
449	〔書簡〕(糸ノ壳物少々有ニ 付報告)	9・22	林市三郎	中金四郎	状1	
450	記(金子請取証文)	10・14	久保久六	矢那瀬村 中金四郎	状1	
451	〔書簡〕(新町宿一条ニ付)	10・17	久保久六	中金四郎	状1	
452	〔書簡〕(知行所物成・御用 金等取り扱イヲ依頼)	10・22	門奈内匠内 三村時十郎	金四郎	状1	
453	〔書簡〕(用立金ヲ精算下サ レ度)	10・28	児玉町 久米篤太郎	中惣五郎	状1	
454	御入(黒八丈等納入ニ付)	11・8	熊谷本町 坂くらや万之助	屋奈瀬村 仙五郎	状1	
455	〔書簡〕(酒ヲ注文シテ下サ レタノデ代金支払イノ件ニ 付間イ合ワセ)	11・13	竹沢屋利平	中金四郎	状1	
456	口上(催足願)	11・15	秩父郡矢那瀬村 わたや 斎藤宮吉	中金四郎	状1	
457	〔書簡〕(半之助殿へ決マリ ニ相成)	11・19	崎山	仲金四郎	状1	包紙あり
458	記(金子受取)	11・30	児玉町 久米篤太郎	中金四郎	状1	
459	覚(大神宮永代百度御祓料 受納ニ付)	12・10	三日市 宮次郎	中金四郎	状1	
460	覚(永代百度料受納ニ付)	12・11	中川	中金四郎	状1	

番号	表題(内容)	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
461	〔書簡〕(先日注文ノ黒八丈 惣裏羽織ニ付)	12・12	熊ヶ谷 坂蔵屋万之助	矢那瀬村 仙五郎	状1	
462	〔書簡〕(金子融通依頼)	12・13	岩田や 半三郎	仲金四郎	状1	
463	覚(金子請取証文)	12・18	林播磨守内 秋山守衛	矢那瀬村 金四郎	状1	
464	〔書簡〕(八幡ヨリ米ガ到着 セズ難渋ニ付)	12・18	宮前左衛門内 藤四郎	中金四郎	状1	
465	〔書簡〕(為替金受取ノ件)	12・24	萩野	仲金四郎	状1	
466	覚(布代金請取ニ付)	12・	八幡山児玉町 山市屋正平		状1	
467	〔書簡〕(子息様婚礼ニ付祝 物進上)		楠田紋兵衛	渡辺源吾	状1	
468	乍恐以書付奉申上候(下書) (父庄右衛門借用之金子ニ 付返済延期願)		庄右衛門伴	加納佐一郎	状1	
469	酒造桶類及道具壳渡申証書 (道具一覧明細)	明治	壳渡人 中弓之助	矢那瀬村寄留 作美五郎七	状2	
470	扶助料請求書(雛型)(妻よ の死亡ニヨリ遺族扶助料請 求)		裁判所書記 富田定治	埼玉県知事	状1	
471	記(萩野文藏病死ニ付埋葬 証明)		矢那瀬村戸長 中金四郎	東京府下第拾壹大区式 小区深川北松代町老丁 目 正副戸長	状1	
472	差出申御証書之事(下書) (金子借用ニ付質地譲渡一 札)		源右衛門		状1	
473	(貸金覚書)		藤右衛門・嘉之助		状2	包紙あり
474	救助金御下済之分(金銭元 利共受取通知)		野上下郷 宮沢直藏		状1	
475	記(賞与金受領書下書)		秩父郡野上下郷聯合 筆生 中弓之助		状1	
476	委任状(公証消印ノ件ニ付 委任状)		秩父郡安曾村大半井戸 大沢千代吉他1名		状1	
477	無年期開墾願(秩父郡矢那 瀬村焼畑等)	(明治期)	持主 中弓之助		綴1	
478	引受証書之事(雛型・酒造 杜氏雇ハレ奉公ニ付)		当人ほか1名	中金四郎	状1	
479	代人保証書(雛型)(賃金催 促ノタメ出頭スペキトコロ 事故差支ニ付代理人トシテ 小暮親三ヲ保証スル)			熊谷区裁判所長 湯川判事補	状1	
480	阿蘭陀直傳延齡酒(板木 刷)		幽巖嵐 後藤甚助		状1	
481	天女丸引札		本家江戸本町二丁目北 側中程 武亭三馬		状1	
482	猩々の毛(実物石綿共)(昔 ヨリ伝有之候)		中金四郎		包紙2	
483	姓名帳		秩父郡矢那瀬村 庄右衛門		冊1	
484	覚(後次)(質地代金之 掲書)				状1	
485	(七月十七日,中金四郎ヲ打 チ殺シ金銀ヲ盗ミ取リシ者 ニツイテ書上)(前後次)				状1	
486	(田畠反別書上)				冊1	
487	(田畠反別書上)				冊1	
488	(反別書上覚)				状1	
489	養女貰請人別請書一札之事 (下書)(娘とよ養女貰請ニ 付一札)				状1	

番号	表題（内容）	年月日	差出人	請取人	形態・数量	備考
490	入置申一札之事（養子縁組 雛形）				状1	
491	覚（米俵受取）				状1	
492	調書（金子請取明細）				状1	
493	和歌懐紙				状1	
494	献立				状1	
495	記（婚礼衣装書上）				状1	
496	野上地区水稻耕種規準				状1	
497	保険料割戻額表・簡易保険 契約に関する注意				状1	
498	電気に注意（特別高圧電線 路ニツイテ）				冊1	
499	矢那瀬村第二十二番一筆図				状1	
500	矢那瀬村第廿九番一筆図				状1	
501	矢那瀬村第三十壱番一筆図 遠谷				状1	
502	村絵図				状1	
503	包紙一括				23点	
504	断簡類				若干	

〔付記〕 本文書の整理にあたって、所蔵者である熊木敏郎氏に大変お世話になったことを特記しておきたい。また目録稿の作成には、原田・西川両名のほかに、利根川食生活史研究会の飯野亮一・石井（旧浅田）敦子・井上幸枝・奥村（旧青木）美亀・斎藤弘美が従事した。なお本文書の写真版が横浜開港資料館に架蔵されているので、閲覧にあたってはなるべく写真版を利用されたい。

* なお本稿（原田執筆分）は、昭和63年度札幌大学研究助成の成果の一部である。